

傷病手当金と老齢年金等の併給について

傷病手当金を受給している方が、老齢（退職）年金や障害厚生年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額が傷病手当金の額を下回るときはその差額が支給されます。

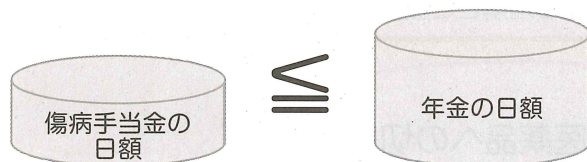
～老齢（退職）年金を受けられる方～

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受給している方が、老齢厚生年金、老齢基礎年金または退職共済年金（老齢年金等）を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

～障害年金を受けられる方～

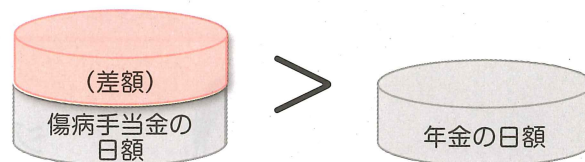
傷病手当金と同じ病気やケガで障害厚生年金または障害手当金の支給を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額（同時に障害基礎年金を受けられるときはその合計額）の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。また障害手当金を受給することとなった場合は、傷病手当金の額の合計額が、障害手当金の額に達するまで傷病手当金は支給されません。

●傷病手当金の日額が年金の日額以下の場合



傷病手当金は支給されません

●傷病手当金の日額が年金の日額より高い場合



差額が支給されます

☑ 傷病手当金を受けた後に、さかのぼって老齢年金や障害厚生年金等を受給することになった場合

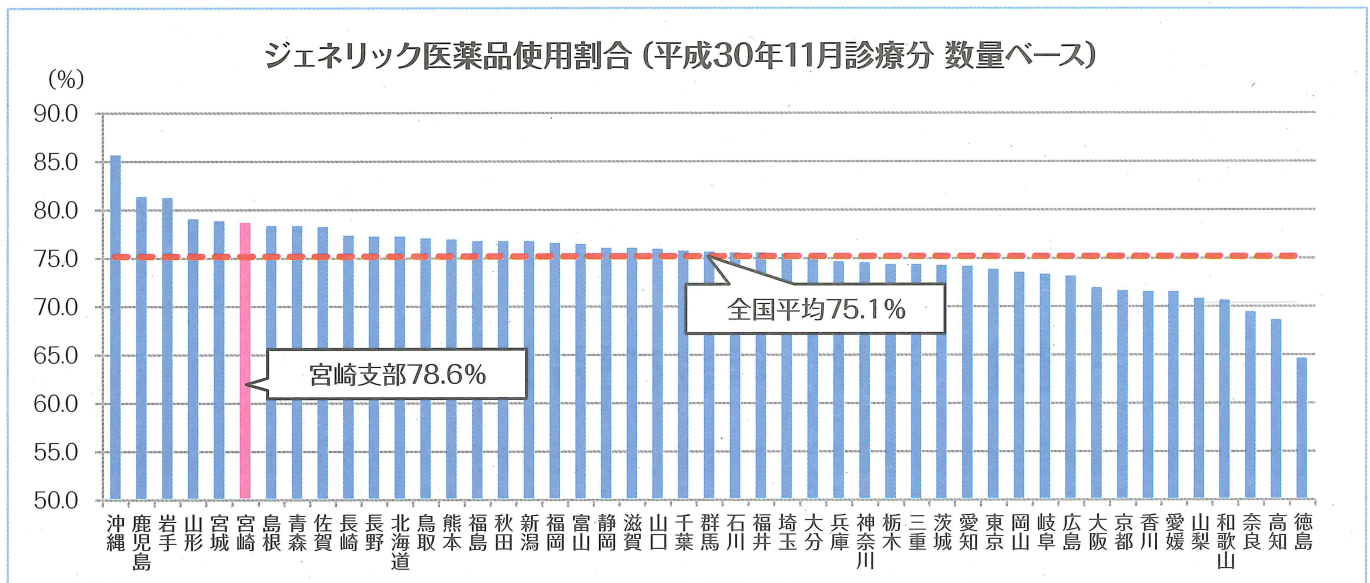
傷病手当金の受給期間と重複する部分について、傷病手当金の一部または全部を返還していただくことになります。

さかのぼって老齢年金等を受給することになった場合は、速やかにその旨をご連絡ください。

(担当 業務グループ 0985-35-5364 音声案内「1」)

ジェネリック医薬品使用割合の集計方法が変わります

協会けんぽでは、平成30年度までジェネリック医薬品の使用割合は調剤レセプトのデータを対象として集計しておりましたが、平成31年度より、**入院・外来・歯科・調剤を対象とした集計方法に変わります。**



	調剤	入院・外来・歯科・調剤
全国	78.1%	75.1%
宮崎支部	81.5% (4位)	78.6% (6位)



ジェネリック医薬品の使用割合が高くなると保険料率の引下げにつながります

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しております。この制度は、協会けんぽの加入者および事業主の皆様の取り組みを支部単位で評価し、健康保険料率に反映させるものです。

ジェネリック医薬品の使用割合が評価項目の1つとされており、使用割合が高くなると、加入者の皆様の保険料率の引下げにつながります。

宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合（新基準）は全国6位となり、全国上位に位置しておりますが、国の定める「2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上にする」という目標のため、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでまいりますので、これからも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ジェネリック医薬品への切替等をご検討の際は、医師・薬剤師にご相談ください



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 [検索](#)

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

音声案内でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内②保健（健診、特定保健指導など）

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

2019年度は2月を除く毎月発行予定です。